

## 建築構造技術検証要綱

### 第1条 適用範囲

- 1) 本要綱は、当機構が行う建築構造技術検証(以下、技術検証と略記)に必要な事項を定める。
- 2) 技術検証は、当機構が組織する「建築構造技術審議委員会」で審議を行うものとする。

### 第2条 新開発建築構造技術に関する技術評価

当機構は、別に定める「建築構造技術審議委員会規程」に従い、申込者が新たに開発した建築構造技術について技術評価を行うものとする。

上記の技術評価は、申込者提案技術に関する目標性能の妥当性について、「建築構造技術審議委員会」の審議を基に行われ、当該技術を適用した建築物の構造性能は審議対象としない。

### 第3条 技術検証の費用

技術検証の費用は、表1による。

表1 技術検証費用

申込費用		10万円
技術検証費用	新規案件	120万円
	変更案件	60万円

(注1) 技術検証費用は、技術内容によって増減する場合があります。

(注2) 申込者が複数会社からなる単独グループの場合、検証費用は1社扱いとします。

(注3) 建築構造技術評価報告書の印刷費用は、別途、実費請求とします。

(注4) 上記費用には、消費税を含みません。

### 第4条 技術検証の流れ

- 1) 技術検証は、図1の流れに沿って行う。
- 2) 事務局は、委員会関連事務、評価書発行事務、建築構造技術評価報告書の印刷業務を行い、申込受付前に、申込技術の目標性能に係わる下記①～④等を確認する。
  - ① 実験等の技術資料
  - ② 設計指針等
  - ③ 施工要領等
  - ④ 製造要領等
- 3) 技術検証の申込は、(別紙1)、(別紙2)のいずれかの申込書による。

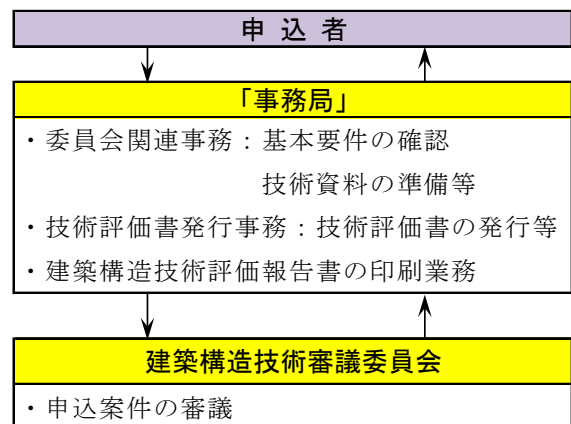


図1 技術検証の流れ

## 第5条 委員会関連事務

委員会関連事務は、下記のとおりとする。

- 1) 申込者との調整および申込案件ごとの技術資料の準備
- 2) 建築構造技術評価報告書原稿等の作成
- 3) 建築構造技術審議委員会開催日時の調整、開催案内の送付
- 4) 技術評価経過報告書の作成
- 5) 建築構造技術評価報告書の印刷業務

## 第6条 技術評価書の発行および建築構造技術評価報告書の印刷業務

- 1) 事務局は、建築構造技術審議委員会での指摘事項を踏まえ、申込者の回答内容および技術評価関連資料の修正内容を確認した後、技術評価書を発行し、建築構造技術評価報告書の印刷業務を行う。
- 2) 建築構造技術評価報告書の印刷業務では、建築構造技術評価報告書、同詳細報告書(非公開)として、下記冊数を印刷する。

(申込者用)	建築構造技術評価詳細報告書(非公開)	1冊以上、申込者の希望による
	建築構造技術評価報告書	申込者の希望による
(当機構用)	建築構造技術評価詳細報告書(非公開)	1冊
	建築構造技術評価報告書	2~5冊程度

ただし、建築構造技術評価報告書の保管冊数は、2冊以上とする。
- 3) 保管期間が10年に達したものは、その時点で延長保管期間を定める。

## 第7条 申込案件の技術検証内容の公表

申込案件の技術検証内容は、評価書発行後、申込案件の技術評価書および評価技術概要を当機構のホームページに掲載する。

(別紙1)

年 月 日

## 技術検証申込書

一般社団法人建築構造技術支援機構 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 - )  
\_\_\_\_\_

TEL - - \_\_\_\_\_

(印)

下記の建築構造技術について、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」に基づき、技術検証を申し込みます。

記

1. 技術の名称

2. 技術の概要

3. 目標性能

### 【連絡先】

会社名

住 所 (〒 - )

部 署

TEL - - FAX - - 担当者 E-Mail @

(別紙2)

年 月 日

## 技術検証(改定)申込書

一般社団法人建築構造技術支援機構 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 - )  
\_\_\_\_\_

TEL - - \_\_\_\_\_

(印)

下記の建築構造技術について、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」に基づき、技術検証の改定を申し込みます。

記

1. 技術の名称

2. 改定内容の概要

### 【連絡先】

会社名

住 所 (〒 - )

部 署

TEL - -

FAX - -

担当者

E-Mail @